

扶桑町告示 第55号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項及び扶桑町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成7年扶桑町条例第15号)第8条第1項の規定により、令和7年度扶桑町一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

令和7年4月1日

扶桑町長 鯖 瀬 武

1 一般廃棄物の排出状況

- (1) ごみの排出量は自家処理を除き、8,187t(可燃ごみ6,721t、資源ごみ771t、プラスチック類399t、小型・粗大ごみ278t、埋立ごみ71t、有害ごみ14t、在宅医療廃棄物3t)とし、適正処理に努める。
- (2) し尿の排出量は693kl、浄化槽汚泥の排出量は15,422klとし、適正処理に努める。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) 可燃ごみ、資源ごみ等

- ①可燃ごみは、委託業者及び許可業者の収集(東海装備(株)、ミナミ産業(株)、(株)東海 SUNKEY、(有)タツミ産業、(株)中部クリーンシステム、大和エンタープライズ(株)、(株)倉衛工業、第一環境(株)、(有)ホテイクリーン、(株)扶桑クリーン社、木曽川環境クリーン(株)、大和エネルフ(株)、(株)大栄工業、(有)シンセイ、大成環境(株)、(有)芳村商店、(有)江南紙原料、(株)オアシス.サービス)が収集(多量の場合は自己搬入)し、処理は、江南丹羽環境管理組合環境美化センターにて処理を行う。
- ②資源ごみは、委託業者の収集とし、処理は、再資源化事業者へ搬入する。ただし、プラスチック製容器包装、ペットボトル及びその他の色びんについては、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートにて再商品化を図る。
- ③廃プラスチック類は、委託業者の収集とし、江南丹羽環境管理組合環境美化センターが処理を行う。
- ④小型ごみは、委託業者の収集とし、可燃性のものの処理は、江南丹羽環境管理組合環境美化センターにて行い、不燃性のものの処理は、再資源化事業者へ搬入する。

- ⑤埋立ごみは、委託業者の収集とし、処理は、処理業者処理場とする。
- ⑥有害ごみは、委託業者の収集とし、処理は再資源化事業者へ搬入する。
- ⑦粗大ごみは、委託業者の収集とし、可燃性のものの処理は、江南丹羽環境管理組合環境美化センターにて行い、不燃性のものの処理は、再資源化事業者へ搬入する。
- ⑧在宅医療廃棄物は、委託業者が収集とし、委託業者において処分を行う。
- ⑨一般家庭から搬出される剪定枝は、資源ごみ回収拠点にて回収し、それ以外に江南丹羽環境管理組合環境美化センターへ直接搬入する。持ち込まれた剪定枝等は、再資源化事業者へ搬入する。
- ⑩食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に係る事業所の生ごみは、再資源化事業者へ搬入する。

(2) し尿及び浄化槽汚泥

し尿の収集は委託業者によるものとし、浄化槽の清掃に伴って生じる汚泥の収集は許可業者（㈱東海 SUNKEY、㈱倉衛工業、㈱扶桑クリーン社、㈱大栄工業）とし、し尿及び浄化槽汚泥の処理は愛北広域事務組合愛北クリーンセンターとする。

(3) 一般廃棄物処理業許可業者

現時点において、一般廃棄物の発生量に対する収集・運搬能力は既存の許可業者で確保されており、令和7年度における事業系一般廃棄物の総量も令和6年度程度を見込んでいるため、新規の許可申請については受け付けないものとする。

3 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

可燃ごみ（台所ごみ）の水切りの徹底による減量化、コンポスト容器・電動式生ごみ処理機及び発酵菌等の利用により自家処理に努める。

資源ごみの紙類、プラスチック類、埋立ごみについては、今後一層の分別の徹底を図り、再資源化に努める。

(2) 生活排水処理実施計画

合併処理浄化槽の処理を推進する。

区域 下水道認可区域を除く扶桑町全域

人口 18,027人

(3) 収集運搬計画

区 分	委託業者の収集運搬量	許可業者の収集運搬量	自己搬入量
可燃ごみ	5, 218 t	1, 503 t	
資源ごみ	447 t		324 t
プラスチック類	399 t		
小型・粗大ごみ (可燃)	245 t		
埋立ごみ	71 t		
有害ごみ	14 t		
小型粗大ごみ (不燃)	33 t		
在宅医療廃棄物	3 t		
し 尿	693 k l		
浄化槽汚泥		15, 422 k l	

(4) 収集区域

扶桑町全域

(5) 収集回数

区 分	収 集 回 数
可燃ごみ	委託業者収集 週2回、許可業者収集 随時
資源ごみ	委託業者収集 月2回
プラスチック類	委託業者収集 月2回
小型ごみ	委託業者収集 月1回
埋立ごみ	委託業者収集 月1回
有害ごみ	委託業者収集 月1回
粗大ごみ	委託業者収集 戸別 月2回
在宅医療廃棄物	委託業者収集 月2回
し 尿	委託業者収集 概ね月1回
浄化槽汚泥	許可業者収集 年1回以上

(6) 収集方法

可燃ごみは、路線収集方式、粗大ごみは、戸別収集方式、その他ごみは、ステーション方式とする。

(7) 収集運搬する廃棄物の運搬先別の内訳

区 分		運 搬 先
可燃ごみ		江南丹羽環境管理組合環境美化センター
資源ごみ		再資源化事業者
プラスチック類		江南丹羽環境管理組合環境美化センター
粗大ごみ	(可燃)	江南丹羽環境管理組合環境美化センター
小型ごみ	(不燃)	再資源化事業者
埋立ごみ		処理業者処理場
有害ごみ		再資源化事業者
在宅医療廃棄物		処理業者処理場
し 尿		愛北広域事務組合愛北クリーンセンター
浄化槽汚泥		愛北広域事務組合愛北クリーンセンター

(8) 収集しないごみ

種類	品目
家電リサイクル対象品目	テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫（保冷库・冷温庫を含む）、冷凍庫
資源有効利用促進法対象品目	パーソナルコンピューター
自動車リサイクル法対象品目	自動車
適正処理困難物	オートバイ、原動機付自転車、電動アシスト付自転車、タイヤ（自動車・オートバイ・原動機付自転車等）、太陽熱温水器、プロパンガス容器、耐火金庫、ピアノ、バッテリー、スプリング入りマットレス、スプリング入りソファ、オイルヒーター、冷媒にフロンガスが使用されているもの（除湿器・冷水機・冷風機・除湿機能付き空気清浄機等）、その他処理に著しい支障を及ぼすもの
その他	農薬、農薬容器、薬剤、薬剤容器、機械用オイル、塗料、業務用機械器具、農業用機械器具、建築廃材、事業活動によって生じる一般廃棄物、その他処理に著しい支障を及ぼすもの

4 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

(ごみ処理施設)

施設名 江南丹羽環境管理組合環境美化センター
所在地 丹羽郡大口町河北一丁目131番地
施設型式 旋回流型流動床式焼却炉
能力 150 t / 24 h (75 t / 24 h × 2 炉)

(し尿及び浄化槽汚泥処理施設)

施設名 愛北広域事務組合愛北クリーンセンター
所在地 岩倉市野寄町向山760番地
処理方法 高負荷脱窒素処理方式＋下水投入方式（一次処理水）
能力 280 kl / 日（し尿：115kl / 日・浄化槽汚泥：165kl / 日）

(2) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

区 分	委託業者の収集運搬量	許可業者の収集運搬量	自己搬入量
可燃ごみ	5, 218 t	1, 503 t	
プラスチック類	399 t		
小型・粗大ごみ (可燃)	245 t		
し 尿	693 k l		
浄化槽汚泥		15, 422 k l	

(3) 残渣の処分方法

処理施設内及び（財）愛知臨海環境整備センターにて埋立処分とする。

(4) 他市町村への排出

施 設 名	区 分	年間計画数量
(株) 愛北リサイクル (犬山市)	プラスチック製容器包装類	125 t
野村興産 (株) (北見市)	乾電池等水銀含有廃棄物	14 t
三重中央開発 (株) (伊賀市)	可燃物 (在宅医療廃棄物)	3 t
三重中央開発 (株) (伊賀市)	不燃性ごみ	71 t

(有) 大原ガラスリサイクル (岩倉市)	ガラスびん (その他の色)	2 5 t
ミナミ産業 (株) (北名古屋市)	ペットボトル	2 7 t
大和エンタープライズ(株) (大口町)	剪定枝	7 0 t
大和エンタープライズ(株) (大口町)	草	3 8 t

5 その他

- (1) 分別収集の徹底を、広報無線、広報紙、リーフレット等で啓発し、資源の再利用をPRする。
- (2) 電動式生ごみ処理機やコンポスト容器の設置に対する補助を通して、発酵菌による生ごみの減量の普及、啓発等ごみの減量に努める。
- (3) 「クリーンふそう530デー」及び「アダプトプログラム」を中心とした環境美化運動を通じて、ごみ散乱防止の意識向上を図る。
- (4) 資源ごみ集団回収団体に補助金を交付することにより、資源回収活動を奨励する。また、容器包装リサイクル法完全実施に伴う、紙製容器類の適正な分別収集を促し、資源ごみ集団回収の際に収集を図る。
- (5) 「フリーマーケットINふそう会」を支援し、ごみの減量に努める。
- (6) 在宅医療廃棄物について、適正な処理を図る。
- (7) 家庭から発生する剪定枝を分別収集することにより、可燃性ごみの減量とリサイクルの推進を図る。